

**不利益処分個別票**

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6647-0656)
処分担当名	同上
処分の名称	建物に係る措置
概要	市長は、一類感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある建物について、その感染症のまん延を防止するため必要があり、消毒によることができないときは、期間を定めてその建物への立入りを制限または禁止することができます。 また、その措置では一類感染症のまん延を防止することができず、緊急の必要があると認められるときは、当該建物を封鎖その他必要な措置を講じることができます。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第32条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 第8条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第17条
処分基準	<p>処分基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長が一類感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときであって、消毒によりがたいと認めるとき</li> <li>2 当該建物への立入り制限、禁止では当該感染症のまん延を防止できないとき</li> </ol> <p>処分の対象</p> <p>一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物</p> <p>具体的処分</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 期間を定めての当該建物への立入り制限または禁止</li> <li>2 当該建物の封鎖、その他必要な措置</li> </ol>
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。